4　法第三十条の二第四項の規定により都道府県又は指定都市が支払うべき額（二級河川の修繕に係るものに限る。）は、第一項の費用の額（河川法第六十七条、第六十八条第二項又は第七十条の二第一項の規定に基づく負担金があるときは、当該負担金の額を控除した額）に相当する額とする。

5　法第三十条の二第四項の規定による支払の方法は、機構が都道府県知事等と協議して定めるものとする。

（特定河川工事の実施に要する費用について適用する法律の規定）

第四十二条の三　法第三十条の二第三項の規定により機構を補助事業者等とみなして適用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定は、同法第十条第三項及び第二十五条の規定以外の規定とする。

2　法第三十条の二第三項の規定により機構を地方公共団体とみなして適用する負担法の規定は、負担法第三条から第四条の二まで、第九条第二項、第十一条第三項及び第十三条の規定以外の規定とする。

附則第七条第三項中「（昭和三十年法律第百七十九号）」を削る。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第四条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二十項第二号及び第三十九条第十七項第二号中「第二十八条第二項」を「第二十八条第三項」に改める。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第五条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第十八号の五を第十八号の六とし、第十八号の四の次に次の一号を加える。

十八の五　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十五条の八第一項

（都市緑地法施行令の一部改正）

第六条　都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「第四号」を「第五号」に改める。

（司法書士法施行令及び土地家屋調査士法施行令の一部改正）

第七条　次に掲げる政令の規定中「第三号」を「第四号」に改める。

一　司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）第四条第十三号

二　土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）第四条第十三号

附　則

（施行期日）

1　この政令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月十九日）から施行する。

（独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　第三条の規定による改正前の独立行政法人水資源機構法施行令第三十六条第一項又は第二項に規定する負担金で、この政令の施行前に第三条の規定による改正前の同令第三十七条第一項の規定に基づきその支払が開始されたものについては、その支払方法を当該年度支払の方法によることとすることにつき、この政令の施行の日において第三条の規定による改正後の同令第三十七条において準用する同令第三十一条第四項の認可を受けたものとみなす。

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　金田　勝年
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年六月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十九号

道路運送車両法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第百五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「並びに第七十五条の五」を「、第七十五条の五並びに第七十五条の六第一項」に改める。

附　則

この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十号）の施行の日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年六月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三条の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十八号中ニをホとし、イからハまでをロからニまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ　亜セレン酸〇・〇〇八二％以下を含有する製剤

第二条第一項第一号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　焼結した硫化亜鉛（Ⅱ）

第二条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　亜セレン酸〇・〇〇八二％以下を含有する製剤。ただし、容量一リツトル以下の容器に収められたものであつて、亜セレン酸〇・〇〇〇八二％以下を含有するものを除く。

第二条第一項第七号中ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ　トリス（ジベンチルジチオカルバマト－$\kappa^{2}S,S'$）アンチモン五％以下を含有する製剤